

## 1 業務の名称

起業家・スタートアップ予備軍啓発交流イベント企画運營業務委託

## 2 業務の背景

コロナ禍を契機に地域の企業を取り巻くビジネス環境は大きく変化する一方で、人口減少、少子高齢化の進行とともに地域内の消費の縮小、事業者の高齢化や減少が懸念されている。

特に本市は低位の開業率、若年層の転出超過、経営者層のボリュームゾーンの高齢化等、取り巻く状況は厳しい。

こうした中、地域経済の活力を維持向上させる起業創業の増加が不可欠であり、特にスタートアップは社会課題解決や経済成長を促し、地域経済活性化や雇用創出の重要な担い手として期待され、国を挙げて推進に向けた取組が進められている。

本市としては、スタートアップも含めた幅広い創業を促進し、地域経済活性化、雇用創出等につなげていく必要がある。

## 3 業務の目的

本業務は、将来的なスタートアップの増加につなげるべく、将来スタートアップを含む起業家になり得る可能性がある者を起業家・スタートアップ予備軍（以下、「予備軍」という。）として裾野広く顕在化させ、その予備軍に企業や地域経済団体、支援機関、教育機関等（以下、「企業や関係機関等」という。）とつながる機会を提供して相互交流、知見共有、人脈づくり等を促し、一体的な起業機運の醸成を図るとともに、予備軍が本市地域での起業やスタートアップへの挑戦意欲を高めてもらうことを目的とする。

また、本市で開催予定のビジネスイベント日々是新（以下、「日々是新」という。）の開催にあわせて実施することで、相乗効果を狙うものである。

※日々是新：業種や世代を超えた人材の交流を促し、新たな発見や学び、視点を生み出すことで、県内・県外企業にとって新潟がビジネスの拠点となることを目指す、新潟にイノベーションを起こすために開催するビジネスイベント。令和7年11月13日～15日開催予定。

## 4 業務の内容

上記目的を達成するため、以下の内容を実施する業務を委託する。

### (1) 予備軍の顕在化

- ① 内 容 予備軍を裾野広く顕在化させ、(3)のイベントへの参加を促すこと。なお、イベント参加者の選定は委託者の確認を得た上で行うこと。

【予備軍のイメージ】起業に関心がある・起業を目指す学生だけではなく、起業する意思や将来のキャリアはまだ明確ではないが、将来スタートアップを含む起業家になり得る可能性を感じさせる状態の者も広く含むものとする。

(イメージ例として、研究成果や技術を持つ大学等の教員や研究者、地域・社会課題解決に関心があり担い手を志す人、社内起業に関心がある社会人、CXO人材、起業しているがさらなる成長志向のある起業家 など)

(2) 企業や関係機関等の選定

- ① 内 容 「3 目的」に合致する企業や関係機関等を選定し、(3)のイベントへの参加を促すこと。なお、イベント参加者の選定は委託者の確認を得た上で行うこと。

(3) 交流イベント実施に係る企画提案及び当日を含めた運営全体

- ① 内 容 (1)①で裾野を広げ顕在化させた予備軍と(2)①で参加を依頼した企業や関係機関等の双方の連携を念頭に置きつつ、起業を促すようなテーマを設定したうえで、「3 目的」に資する交流イベントについて企画提案し、当日を含めた運営全体を行うこと。詳細については、契約後本市と協議するものとする。なお、本イベント実施により必要となる謝金等については、委託費から支出すること。
- ② 参加者 予備軍、企業や関係機関等の参加者あわせ 50 名程度。  
参加費は無料とする。
- ③ 形 式 より多くの参加が得られるよう、開催にあたっては集合形式及びオンライン(配信)形式を併用するハイブリッド形式で実施すること。集合形式はカンファレンスやワークショップなど適切な手法により実施すること。なお、オンライン配信業務については、日々是新のオンライン配信にて配信する。
- ④ 会 場 日々是新会場のうち、NINN03 会議室 RoomF 会場  
(新潟市中央区天神 1-1 プラカーカ 3 B1F)  
なお、会場確保は本市が行うが、会場設備を確認のうえ、必要な会場付属の備品予約や不足備品の調達は受託者が行い、会場使用に関する経費は委託費から支出すること。
- ⑤ 日 時 令和 7 年 11 月 14 日 (金) 15 : 00 ~ 17 : 00 までの 120 分の予定。
- ⑥ 回 数 1 回
- ⑦ 運 営 受託者において、実施に係る企画・運営全般(プログラム作成、登壇者の手配、設営撤収、関係各所との調整等)、参加者の募集・受付・管理(チラシ等の制作、情報発信、問合せ対応、参加者への連絡相談等)を行うこと。なお、日々是新ホームページ上に、交流イベント申込先のリンク貼付は可能。
- ⑧ 情報発信・広報 受託者が有するノウハウやネットワークを活用した効果的・効率的な広報を実施するほか、日々是新を主催する新潟地域産業見本市実行委員会と連携すること。委託者も、保有する広報媒体及び手法での広報を実施するものとする。
- ⑨ その他 参加者へアンケートを実施すること。アンケート内容は事前に委託者と協議すること。

留意事項

- ・当日の開催状況が分かるよう、写真・動画で撮影し、後日情報発信すること並びに成果品(報告書)で二次利用することについて、受託者が参加者に了解を得ること。

- ・その他、本業務の円滑かつ効果的な実施となるよう、委託者と協議の上実施すること。

#### 参 考

#### (3) 交流イベント業務分担表

	主催	会場確保	イベント 費用	オンライン 配信	広報周知	企画運営
新潟市	○	○	-	-	○	-
新潟地域産業見本市実行委員会	-	-	-	○	○	-
受託事業者	-	-	○	-	○	○

#### (4) 交流イベント実施後のフォローアップイベントと個別支援実施に係る企画提案及び当日を含めた運営全体

- ① 内 容 予備軍が本市地域での起業意欲を高めてもらうことを目的に、(3) で実施した交流イベントの内容を掘り下げるイベントと個別支援を実施し、中でも起業意欲の高い者について支援機関等につなぐこと。
- ② 参加者 (3) イベントに参加した予備軍。参加費は無料とする。
- ③ 手 法 集合形式またはオンライン形式で実施すること。
- ④ 会 場 集合形式で開催の場合は、受託者が会場を確保して必要な備品を調達し、会場使用に関する経費は委託費から支出すること。
- ⑤ 日 時 (3) イベント当日以降、令和7年12月26日(金)までに実施すること。
- ⑥ 回 数 フォローアップイベント1回、個別支援1回以上。
- ⑦ 運 営 受託者において、実施に係る企画・当日を含めた運営全般、参加者の募集・受付・管理を行うこと。
- ⑧ その他 参加者へアンケートを実施すること。アンケート内容は事前に委託者と協議すること。

#### 留意事項

- ・後日情報発信すること並びに成果品(報告書)で二次利用することについて、受託者が参加者に了解を得ること。
- ・その他、本表務の円滑かつ効果的な実施となるよう、委託者と協議の上実施すること。

## 5 契約期間

契約締結日から令和8年1月30日(金)まで

## 6 成果指標

本業務が求める成果指標は以下のとおり。受託者においては、以下成果指標の達成を目標に、特段に留意して取り組むこと。

No.	成果指標	目標数値
4(3)	参加者数	50名程度
4(4)	起業支援機関等に繋いだ参加者数	1名以上
4(3)、(4)	アンケートにより、起業意欲が向上した参加者(予備軍)の割合	80%以上

## 7 事業実施体制

### (1) 実施責任者

受託者は本事業を推進する実施責任者を配置し、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。

### (2) 人員配置

業務を実施する担当者は、委託期間中、原則として同じ人員を割り当て、特別な理由がない限りプロジェクトメンバーは固定化すること。なお、委託者が業務の進捗状況や業務内容について支障があると判断した場合、実施体制を含め速やかに対応策を検討すること。

### (3) 言語

本業務に用いる言語は日本語とし、通訳等は介さずに委託者と意思疎通が図れる体制を構築すること。

### (4) 業務場所

本業務委託に係る打合せは、原則として本市庁舎内の会議室またはオンライン会議システムにて実施する。

### (5) 業務管理

受託者は、業務責任者のもと適正に業務管理を行い、定期的に本市に進捗状況を報告するとともに、本市の求めに応じて適宜説明、報告を行うこと。

## 8 成果物の納入等

受託者は、本業務完了後には、次のとおり報告書（成果物）を本市に提出すること。

(1) 報告期限 令和8年1月30日（金）

(2) 記載事項 委託業務の実施内容に基づき、詳細は本市と協議のうえ決定

(3) 提出方法 本市と協議のうえ決定

(4) 提出場所 新潟市 経済部 産業政策・イノベーション推進課

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町 1010 番地 古町ルフル5階

## 9 その他特記事項

受託者は、業務履行に当たり契約書に定めるもののほか、次の事項を遵守するものとする。

### (1) 法令遵守

本業務の遂行に関しては、関係法令等を遵守すること。

### (2) 一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、予め書面による承諾を得た場合は当該業務の一部を委託することを可とする。

### (3) 個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法・新潟市個人情報保護条例に則り、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損のないよう適切に管理すること。

### (4) 守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、業務を行うにあたり知り得た秘密を他に漏ら

し、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 著作権等に係るもの

本事業の実施にあたり制作した成果品について生ずる一切の著作権は、全て市に帰属するものとする。

(6) その他

- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、市と協議のうえ決定する。
- ・本委託業務の実施に要する一切の経費は、委託費に含むものとする。
- ・業務完了後、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに監督職員が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とすること。
- ・本業務は、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を活用している事業であるため、受託者は、業務完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、本市あるいは会計検査の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。